

資産除去債務会計基準導入の影響分析

公認会計士 西原 直

I はじめに

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(以下、資産除去債務会計基準)が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用され、3月決算の会社では、平成22年6月第1四半期から適用されています。本稿では、3月決算の日本基準適用会社のうち日経株価指数300の214社(すべて連結財務諸表作成会社)を対象に、資産除去債務会計基準導入の影響を分析します。

II 資産除去債務会計基準が四半期連結財務諸表に与える影響

1. 資産除去債務会計基準導入の影響

資産除去債務会計基準を適用している旨を、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載している会社212社のうち、影響額を明記している会社は149社、影響額は軽微としている会社は45社、影響がないと記載している会社は18社です。分析対象214社のうち、資産除去債務会計基準の適用により影響があった会社(以下、基準適用影響会社)は194社(約91%)でした(<図1>参照)。

なお、資産除去債務会計基準適用の影響額以

外の記載事項としては、会計基準適用開始による資産除去債務の変動額が97社ありました。

2. 四半期連結貸借対照表に与える影響

四半期連結貸借対照表において、資産除去債務を独立掲記している会社は、基準適用影響会社194社のうち69社(約35%)でした。独立掲記していない会社も含めて、資産除去債務の総資産に対する比率は、<図2>のとおりです。

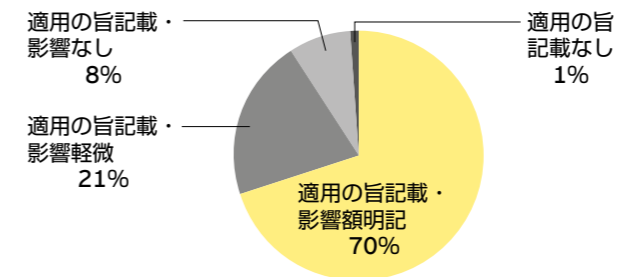
「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」では、資産除去債務について負債および純資産の合計額の100分の1以下で、ほかの項目と一括で表示することが適当なものは一括掲記できるとされていることから、四半期報告書では、資産除去債務を独立掲記していない会社が多数あると考えられます。

3. 四半期連結損益計算書に与える影響

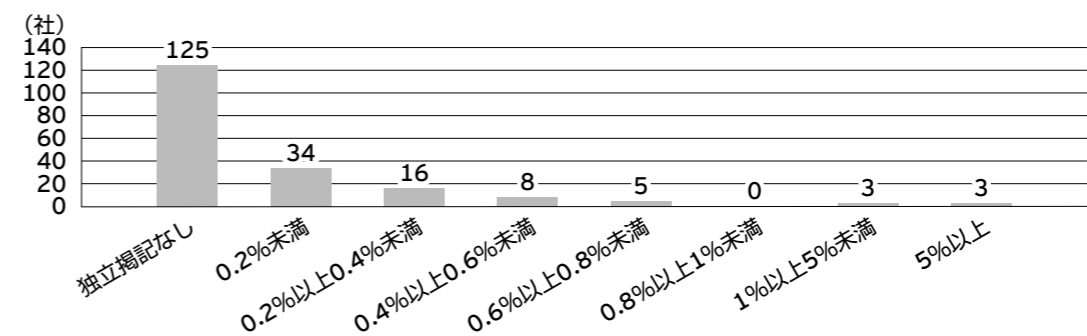
四半期連結損益計算書に、「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」を独立掲記している会社は、基準適用影響会社194社のうち148社(約76%)でした。「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」が税金等調整前四半期純損益に与える影響は、<図3>のとおりです。

「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」の税金等調整前四半期純損益に対する比率は、分析対象とした会社では10%未満が大半を占め

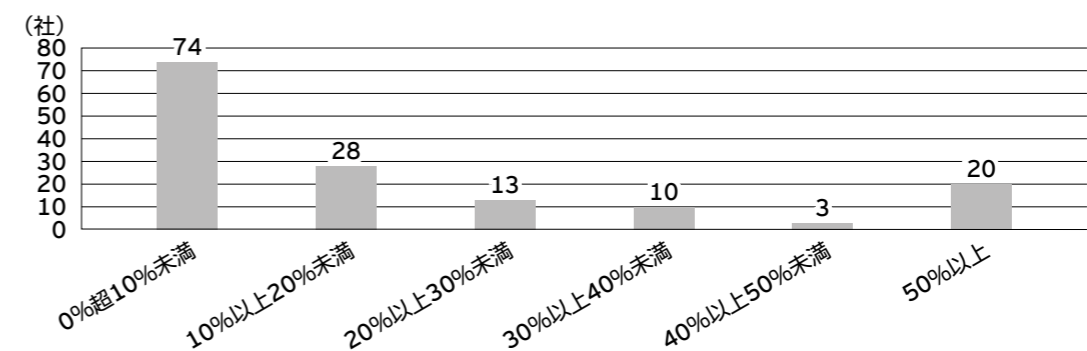
▶ 図1 資産除去債務会計基準導入の影響



▶ 図2 資産除去債務の総資産に対する比率



▶ 図3 税金等調整前四半期純損益に対する比率



る結果となりました。一方、50%以上の会社20社のうち、100%を超える会社は11社あり、特定の会社では税金等調整前四半期純損益に対する比率が高くなっている会社もあると考えられます。

4. 資産除去債務関係の注記

資産除去債務関係の注記を記載している会社は14社あり、具体的な注記内容としては、変動の内容および総額の増減、四半期連結貸借対照表に計上していない資産除去債務がある旨などです。

四半期報告書では、事業の運営において重要、かつ資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額等が前期末に比べて著しく変動している場合に所定の注記が必要となりますが、当第1四半期は前期末の残高に代えて当第1四半期期首における残高との変動額で判断するとされていることもあり、当該注記を記載している会社は7社にとどまったと考えられます。

また、四半期連結貸借対照表に計上していない資産除去債務としては、賃貸借契約に基づく原状回復義務、石綿の除去義務、放射性廃棄物の処理義務などが掲げられています。